

実施事業ごとの実績及び点検・評価一覧

基本目標1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

【施策の方向1】 妊娠・出産に関する支援の充実 【施策の方向2】 子どもや母親のための保健事業の充実 【施策の方向3】 子どもの健康の確保・増進

【施策の方向4】 医療体制の確保・充実 【施策の方向5】 子育ての経済的負担の軽減

☆:子ども子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

施策の方向	番号	量の見込み	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
1. 妊娠・出産に関する支援の充実	1			母子健康手帳	妊娠中から母子に関する保健指導、健康診査や予防接種の記録ができるよう、母子健康手帳を配布します。配布の際には、手帳の活用や今後利用できる母子保健サービスについて周知します。 また、若年・高齢妊婦など個々のケースに応じて保健師が面接や訪問をし、適切な支援をしていきます。	子育て相談課		* 母子健康手帳発行数:306件 * 支援プラン件数:273件(妊婦面接者330件。転入含)	○	母子健康手帳交付時に、妊娠期から母子の健康管理が適切に実施され、支援が必要な妊婦に対し情報提供や継続的な支援が行えるよう面接を実施している。引き続き、ニーズにあわせた支援が実施できるよう、面接を継続していく。	継続
	2			父親ハンドブック	母体の心身の変化や子どもの成長と、その時々父親としての役割や、子育てに必要な知識を幅広く掲載している父親ハンドブックを母子健康手帳とともに配布し、妊娠を機に父親が子育てに参画するきっかけとなるよう啓発に努めます。	子育て相談課		* 母子健康手帳配布時に、父親ハンドブックを配布した。 * 父親ハンドブック配布数 306件 * ハロー赤ちゃんクラス(両親学級) 年11回 延べ88人	○	引き続き、父親としての役割や自覚をもち、育児参加できるように啓発していく。	継続
	3	☆		妊婦健康診査	妊娠中の胎児が順調に育つため、また、妊婦の疾病や異常を早期発見し、早期治療につなげるため、妊婦健康診査を実施します。	子育て相談課		* 妊婦届出者数 306件 * 妊婦健康診査受診者数:3,674件	○	妊娠中の健康管理を行うため、妊婦面接時に受診票の配布、説明を行っている。引き続き、妊婦面接の際に受診勧奨を行い、健診結果を把握することで継続的な支援に繋げていく。	見直し
	4			妊婦歯科健康診査	妊娠中は身体的変化や生活環境の変化等により、歯科疾患が増加する傾向にあります。また、産後は育児等で受診が困難なため疾患が放置されやすい傾向にあることから、妊娠中に歯科疾患の予防や治療の動機付けを行い、歯科保健意識の向上を図ります。	子育て相談課・健康課		受診者数 71人	○	妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図ると共に妊婦自身の歯科保健意識の向上を図るために、母子健康手帳配布時に歯科健診の受診勧奨を行い、母親学級の歯科講座において周知している。引き続き、周知徹底していく。	継続
	5			母親学級・両親学級	妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。 また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。	子育て相談課		* プレママサロン(母親学級) 年5回 延べ113人 * ハロー赤ちゃんクラス(両親学級) 年11回 延べ88人	○	妊婦体操や沐浴・調乳などの実習を通して、出産や育児に関する知識の提供を行っているが、今後は感染予防対策としてオンライン交流会を実施し、仲間づくりの場とする。	継続
	6			妊産婦訪問指導	保健師や助産師が家庭を訪問し、妊産婦の健康状態、生活環境、疾病予防など妊娠中や産後に必要な事項、及びマタニティブルーや産後うつなど精神面の不安定さについて、適切な指導を行います。 また、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援します。	子育て相談課		* 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導と同時に妊産婦訪問を実施。 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導件数 293件	○	訪問を実施し、新生児及び妊産婦の状況を確認し適切な支援に繋いでいる。引き続き、訪問時に実施するEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を活用することで産婦及び新生児を、適切なサービスや支援に繋ぐ。	継続
	7	☆		乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行うとともに、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。 また、支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて未熟児訪問指導、産後ケア事業、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。	子育て相談課		訪問件数 293件	○	乳児家庭全戸訪問を実施し、新生児及び妊産婦の状況を確認し適切な支援に繋いでいる。引き続き、訪問時に実施するEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を活用することで産婦及び新生児を、適切なサービスや支援に繋ぐ。	見直し
	8			未熟児訪問指導	未熟児に対し養育上必要があると認められた場合は、保健師が家庭を訪問し、未熟児の状況や家庭環境に応じた適切な養育指導を行い、未熟児の発育・発達を促します。	子育て相談課		未熟児訪問指導件数:15件	○	発育・発達における未熟児特有の課題や親の育児負担を把握し、関係機関と連携を図りながら継続的に支援を行っている。引き続き、医療機関との情報交換を密に行いながら、退院後の乳児との生活が円滑に進められるように発育・発達や育児面における支援を行っていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	9			産後ケア事業	産後に家族などからの十分な援助が受けられず、心身のケアや育児のサポート等を必要とする母子に対して、安心して子育てができるよう経験豊富な助産師や助産所等で支援します。 助産師が居宅を訪問する「アウトリーチ型」、助産院等に通所する「デイサービス型」、利用者が宿泊してサポートを受ける「宿泊型」があり、実情にあわせて実施していきます。	子育て相談課		* アウトリーチ型: 利用家庭数: 35件 延利用日数: 76日 * デイサービス型: 利用家庭数: 32件 延利用日数: 48日 * 宿泊型: 1件 延利用日数: 2日	○	産後、支援を必要とする産婦及び乳児に対して、アウトリーチ型、デイサービス型、宿泊型等個々に合わせたサービスの提供を行っている。引き続き、安心して子育てができるように産後ケア事業の周知徹底をしていく。	継続
	10	☆		養育支援訪問事業	家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。	子育て相談課		* 専門的相談支援: 25家庭 (50ケース) 151回 * 育児・家事援助(ヘルパー派遣): 3家庭 12回 (12時間)	○	専門的知識や経験を有する職員が行う相談・指導と、ヘルパー派遣により、児童虐待の未然防止、育児不安の軽減が図れた。 乳児家庭全戸訪問事業や母子保健型の利用者支援事業などとの連携を密に行い、支援を要する家庭を適切に利用に繋げていく。	見直し
2. 子どもや母親のための保健事業の充実	1			産婦健康診査	妊娠高血圧症候群等の後遺症を早期に発見し、適切な治療につなげることを目的として、3~4か月児健康診査時に血圧測定や尿検査を実施します。 また、心身の不調について相談に応じ、必要がある場合には、専門医療機関での受診を勧奨します。	子育て相談課		※コロナ禍のため、健診未実施月あり * 3~4か月児健診時助産師による産婦健診・相談実施 実施者数: 72人	○	産婦健診未受診者を対象とし、血圧測定や尿検査等を実施し、異常があった方は医療機関への受診勧奨を行った。引き続き、対象者にも産婦健診を行い、不安の軽減に努める。	継続
	2			乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3~4か月、6~7か月、9~10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安を抱える保護者や発達の遅れが心配される子どもに対し、継続した支援を行っていきます。	子育て相談課		※コロナ禍のため健診未実施月あり 【受診者数】 3~4か月児健診 年13回 317人※ 6~7か月児健診 287人 9~10か月児健診 308人 1歳6か月健診 年12回 350人※ 3歳児健診 年13回 409人※	○	乳幼児期の健診を定期的実施し、発育・発達の確認や異常の早期発見・早期対応を図った。乳児期からの関わりとして、3~4か月児健診に臨床心理士を配置し、発達の遅れが心配される乳児と保護者の相談に応じ、家庭での関わり方について助言を行った。特に支援の必要な家庭に対しては、妊娠期の関わりのほか、各節目の健診において、地区担当が面接を行い切れ目ない支援の充実を図っていく	継続
	3			予防接種	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、BCG、麻しん・風疹混合など各種予防接種を勧奨するとともに、接種する時期や接種間隔などの予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	子育て相談課		* 接種対象年齢時期に保護者に対して予診票を送付、接種率向上のために接種再勧奨のはがきを送付 * 広報はむら、市公式サイト等で予防接種について周知 * 接種延べ数: 四種混合1,309件 二種混合405件 日本脳炎1,754件 BCG353件 麻しん・風しん混合731件 ヒブ 1,333件 子宮頸がん 52件 小児用肺炎球菌1,306件 水痘664件 B型肝炎934件 口タ233件	○	引き続き、予防接種の正しい知識の普及啓発、接種率の向上のための周知徹底をしていく。	継続
	4			乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査や相談などから精密健康診査を要する程ではないが、健康上の課題があり、経過観察が必要と判断された乳幼児について、小児科医による診察や、保健師、管理栄養士による個別相談を行うことにより、発達発育面の支援を行います。	子育て相談課		年12回 132人	○	発育の遅れや疾病の疑いのある乳幼児を対象に小児科医による健診を月に1回実施している。保健指導の実施や精密健康診査受診票を発行するなど早期発見・対応に努めている。引き続き、各健診の事後フォローや健診未受診者の対応の場として実施していく。	継続
	5			乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査や相談などから、発達面での経過観察が必要と判断された乳幼児について、小児科医による診察や保健師等による個別相談を行い、保護者へ対応方法の助言を行い、不安の軽減を図ります。また、必要に応じて専門医療機関等の紹介を行います。	子育て相談課		※コロナ禍のため、5月は中止 年11回 63人	○	発達障害が疑われる乳幼児に対して、小児神経専門医による健診を月に1回実施し保護者の不安軽減に努め、必要に応じて専門医療機関等に繋げている。特に年長児に関しては、適切な就学先を選ぶことができるように関係機関と連携しながら支援を行っていく。	継続
	6				精密健康診査	妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の結果、診断の確定のため精密な検査が必要と判断された方に対し、疾病や異常の早期発見・早期治療を図るため、専門的な診断のできる医療機関において検査を受けることができるよう受診票を交付します。	子育て相談課		発行者数: 21人	○	乳幼児健診等において医師が認めた場合、精密健診受診票を発行することで専門医療機関に繋ぐことができた。発行時の面接の際に保護者の不安を受け止めながら受診勧奨を行う。精密健診発行後の未受診者には、更に受診勧奨を実施していく。

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	7			幼児期における歯科健康診査等	生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる幼児期からのむし歯を予防し、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、1歳6か月、2歳、3歳児の歯科健康診査を行うとともに、保健指導や個別相談を行います。 また、3歳から小学校3年生までの子どもを対象にフッ素イオン導入を行います。	子育て相談課		【受診者数】※1 4月～7月まで中止 ※2 コロナ禍のため、健診未実施月あり 1歳6か月児歯科健診 年12回 350人※2 2歳児歯科健診 年8回 104人※1 3歳児歯科健診 年13回 409人※2 ※コロナ禍のため、フッ素イオン導入事業は中止	○	乳幼児の口腔、衛生状態の確認を行い、う蝕予防と健全な発育を促すように指導を行っていく。 令和3年度から事業の見直しを図り、3歳児及び4歳児を対象に市内協力医療機関で個別フッ素塗布事業として実施する	見直し
	8			1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査(心理相談)	1歳6か月児及び3歳児健康診査や相談などから心理面で経過観察が必要と判断された幼児について、定期的に心理相談員が面接し、健康面や情緒面に関する相談を実施します。	子育て相談課		* 1歳6か月児経過観察健康診査(心理相談) 58人 * 3歳児経過観察健康診査(心理相談) 107人	○	幼児の発達面・心理面に関する相談や保護者の育児不安を軽減ができるように、個々に合わせた支援を行っている。また、幼稚園・保育園の巡回相談事業とも連携し、支援の必要な児の対応強化に繋げている。引き続き、相談体制の充実を図る。	継続
	9			育児相談	身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。 また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		※コロナ禍のため、4月～8月は中止 来所者 年7回 136人	○	子育てや子どもの成長発達について疑問や心配ごとが解消できるように保護者の不安軽減に努めた。今後は感染防止に配慮しながら、保護者同士の交流の機会について、実施できるよう検討していく。	継続
3. 子どもの健康の確保・増進	1			ひよこサロン(離乳食スタート教室)	離乳食をそろそろ始める4～5か月児の保護者を対象に、離乳食を始めるタイミングや作り方などを学習するための講習や、調理実習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		※コロナ禍のため、4月～7月は中止 年8回 107人	○	コロナ禍のため、定員や時間を見直し、他の参加者との距離を保つなど感染予防に留意しながら実施した。引き続き、感染予防に留意しながら事業内容の検討を図っていく。	継続
	2			もぐもぐ教室(生後7か月以降の離乳食教室)	赤ちゃんに合った食べ物の固さや大きさ、種類の増やし方、簡単なメニューなど、生後7か月以降の離乳食の進め方について講習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。	子育て相談課		※コロナ禍のため、5回中2回中止 年3回 38人	○	コロナ禍のため、定員や時間を見直し、他の参加者との距離を保つなど感染予防に留意しながら実施した。引き続き、感染予防に留意しながら事業内容の検討を図っていく。	継続
	3			乳幼児期における食育の推進	各種乳幼児健康診査や育児相談等において、管理栄養士による相談及び健康教育を実施し、望ましい食生活に関する情報提供に努めます。保育園等では、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣の確立に努めます。	子育て相談課	子育て支援課	* 乳幼児健診や歯科健診において栄養士による個別相談、集団指導を実施 ※コロナ禍のため、健診・相談未実施月あり * 乳幼児健診 栄養相談利用者 349人※ 育児相談 栄養相談利用者 41人※ 随時栄養相談 56人 健診後等フォロー相談 175人 * 児童館における食育講座 1回 8人 * 子育て家族向け、うちでたべよう「しあわせ親子ごはん」をテレビはむら及び動画サイトで発信	○	幼児期から食や健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組めるよう、乳幼児健診の際の管理栄養士による栄養指導や健康教育を実施した。引き続き、望ましい食生活に関する情報提供に努めていく。	継続
	4			みんなで楽しむ子育て講座	男性の家事・育児参画を推進することを目的に、親子の遊びや調理実習、健康や男女共同参画のミニ講座を行います。親子の触れ合いの場を提供するとともに、家族の健康づくりに役立つ知識と実践方法の普及啓発を図ります。	企画政策課 健康課 子育て相談課		みんなで楽しむ子育て講座の実施 広報広聴課とも連携して、動画を4編配信した。 (簡単料理2編、親子遊び2編) 再生数792回(R3.3.31現在)	○	コロナ禍により講座開催の方法を検討し子育てに関する動画配信を、庁内各課(企画政策課、健康課、子育て相談課、広報広聴課)と連携し、実施した。十分に意識啓発が図れたというには至っていないが、今後も講座開催の方法や内容について検討し、事業を実施していく。	継続
	5			学校給食等を生かした食育の推進	小中学校では、学校給食を通して、給食センターの栄養教諭や食育リーダーを活用し食育の指導を行うことで、心身の健全育成に努めます。また、地場産の農産物を使用するなど、地産地消に努めるよう給食組合に働きかけていきます。	学校教育課		小中学校では、栄養教諭や食育リーダーを活用した食育指導を実施するとともに、学校給食における地場産物の優先使用について、羽村・瑞穂地区学校給食組合に取組みを促した。	○	学校給食をはじめ学校教育を通じた「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むよう、継続した食育指導に取り組んでいく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	6			稲作体験	小学校では、「羽村学(郷土学習)」の指導内容として、また、青少年対策地区委員会では、青少年健全育成の事業の一環として、子どもたちを対象に稲作体験を行い、自らが耕作、収穫したお米を食べることで、食への理解を深めます。	学校教育課	産業振興課 児童青少年課	稲作体験(田植え、稲刈り)については、小学校5年生の児童を中心に、羽村学(郷土学習)の指導内容として計画したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業を中止した。	○	稲作体験事業については、小中一貫教育を中心とした学校教育における市独自の特色ある教育内容である「羽村学(郷土学習)」の1つとして、継続して取り組んでいく。	継続
4. 医療体制の確保・充実	1			福生病院組合の運営支援	地域の中核病院として健全に運営していけるよう、構成市として支援を行うとともに、救急医療の充実について働きかけを行います。	健康課		* 福生病院の運営支援 負担金及び助成金 388,727,000円	◎	地域の中核病院として、市民の健康づくりに寄与できるよう福生病院の運営支援を行っていく。	継続
	2			平日夜間急患センター診療事業	平日(月曜日～土曜日)夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、平日夜間急患センターにおいて診療を行います。	健康課		* 平日夜間急患センター患者数 290日 延べ 93人 うち、小児(0～14歳)の患者数 延べ 18人	◎	平日夜間における急病患者に対応し、地域住民の応急診療に寄与した。 ウイルス性胃腸炎やインフルエンザ等の感染症の流行時期は特に小児の患者数が増えるため、検査や治療に必要な薬剤等を配備し、万全の診療体制を整えていく	継続
	3			休日診療事業	休日の日中の子どもを含めた急病患者に対応するため、市内の医療機関において診療を行います。	健康課		* 休日診療患者数 72日間 延べ 662人 うち、小児(0～14歳)の患者数 延べ 165人	◎	市内の協力医療機関において輪番制で休日診療を実施しており、患者数の約1/4は小児の患者となっている。引き続き休日の急病患者への対応のため実施していく	継続
	4			休日歯科診療事業	休日の日中の子どもを含めた歯科応急患者に対応するため、市内の歯科医療機関において診療を行います。	健康課		* 休日歯科診療患者数 72日間 延べ 200人 うち、小児(0～14歳)の患者数 延べ 20人	◎	市内の協力歯科医療機関において輪番制で休日診療を実施しており、1割程度が小児の患者となっている。引き続き休日の歯科の急病患者への対応のため実施していく。	継続
	5			休日準夜診療事業	休日夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、福生市・瑞穂町と輪番制で診療を行います。	健康課		【羽村市の診療日数及び患者数の実績】 * 休日準夜診療患者数 17日間 延べ 15人 うち、小児(0～14歳)の患者数 延べ 1人	◎	平日夜間急患センターにおいて、市医師会の協力を得て輪番制で休日準夜診療を実施している。 市内外における休日夜間の診療の果たす役割は大きく、引き続き実施していく。	継続
5. 子育ての経済的負担の軽減	1			特定不妊治療費の助成	特定不妊治療を受けた夫婦で、東京都特定不妊治療に係る医療費の助成の決定を受けている方に対し、経済的負担の軽減、少子化対策及び次世代育成の推進を図るため、特定不妊治療に係る治療費の一部を助成します。	子育て相談課		申請者数 28人	○	不妊治療に悩む方に治療費の一部を助成することで、治療費の契機を提供し経済的に負担の軽減を図っている。引き続き、制度の周知に努め、経済的負担の軽減を図っていく。	継続
	2			入院助産	出産にあたって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象に、その費用を助成します。	子育て支援課		公式サイトなどによる制度周知を図った。 令和2年度実績 2件 1,304,650円	◎	経済的困窮度や個々のニーズの聞き取りを強化し、制度の適切な活用を図る。	継続
	3			出産育児一時金	国民健康保険に加入している方の出産に要した費用の一部を、出産育児一時金として支給します。 また、一時的な経済的負担を軽減するため、医療機関等に直接出産育児一時金を支払う直接支払制度を推進します。	市民課		33人 14,542,544円	○	今後も継続して実施していく。	継続
	4			新生児聴覚検査の公費負担	すべての新生児が聴覚検査を受けられるよう、検査費用の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、先天性の聴覚障害を早期に発見し、音声言語発達の影響を最小限に抑えます。	子育て相談課		実施者数 266人	○	新生児の聴覚障害の早期発見・早期治療を図るために検査費用の一部を助成し保護者の経済的負担の軽減を図っている。引き続き、制度の周知に努めていく。	継続
	5			未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた満1歳未満の乳児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	子育て相談課		申請者数 14人	○	医療機関の給付により、必要な医療処置の実施や子どもの健康管理・発育の促進を図っている。引き続き、適切な医療給付を行い保健師が面接や訪問を行いながら、子どもの発育・発達や育児面の相談に応じていく。	継続

施策の方向	番号	量の見込	再掲	事業名	事業内容	担当課	関連課	令和2年度実績	評価	課題・今後の方向性	今後の方針
	6			児童手当の支給	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、義務教育就学修了(0歳～15歳)までの児童を対象に手当を支給します。	子育て支援課		3歳未満被用者:延児童数 8,834人 支出額 132,510,000円 3歳未満非被用者:延児童数 2,128人 支出額 31,920,000円 3歳以上小学校修了前被用者:延児童数 35,837人 支出額 381,060,000円 3歳以上小学校修了前非被用者:延児童数 7,532人 支出額 81,525,000円 中学生:延児童数 14,495人、 支出額 144,950,000円 特例給付:延児童数 6,140人、 支出額 30,700,000円	◎	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し出生・転入時において制度の周知に努め、申請漏れのないように努めている。引き続き制度の周知に努めていく。	継続
	7			乳幼児医療費助成	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、就学前の乳幼児を対象とした医療費助成を行います。	子育て支援課		延対象児童数 2,634人、延助成件数 33,289件、 助成額 56,826,701円	◎	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し出生・転入時において制度の周知に努め、申請漏れのないように努めている。引き続き制度の周知に努めていく。	継続
	8			義務教育就学児医療費助成	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、小学生及び中学生を対象とした医療費助成を行います。	子育て支援課		延対象児童数 4,218人、延助成件数 40,239件、 助成額 84,499,357円	◎	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し出生・転入時において制度の周知に努め、申請漏れのないように努めている。引き続き制度の周知に努めていく。	継続
	9			就学前の教育・保育施設利用料等の負担軽減	幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、利用者が実費負担することとなる費用について、施設類型に応じた負担軽減を図ります。また、多子世帯及び一定の所得以下の世帯に対しては、副食費の補足給付を行います。保育を提供する施設(認可保育園、認定こども園(保育認定)等)・・・主食費を免除 教育を提供する施設(幼稚園、認定こども園(教育認定)等)・・・東京都の保護者負担軽減補助に市独自で上乘せ	子育て支援課		【園に対する主食費補助】 対象施設:13施設 (認可保育園12園、認定こども園1園) 補助額:4,564,800 【実費徴収に係る補足給付事業費補助金】 対象数:45人 補助額:1,335,330円	○	今後も制度の充実に向け努めていく。	継続
	10			入学資金融資制度	高等学校等に入学する児童等の保護者を対象として、入学の際に要する資金の調達が困難な場合に、入学資金等の融資を市内の金融機関にあっせんし、その融資に対する利子等を全額補助します。	生涯学習総務課		* 申込件数 10件 * 融資決定件数 5件 * 利子補給 43件	○	「はむらの教育」及び市公式サイトやメール配信サービスにより、制度の周知を図った。 また、中学校3年生の保護者向けパンフレットを学校の進路相談や三者面談時に担任を通じて保護者へ直接配布した。 今後も制度の周知徹底に努めていく。	継続
	11			小中学生の就学援助	保護者の経済的負担の軽減を図るため、経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費や校外活動費など就学に必要な経費を交付します。	学校教育課		経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対し、学用品費、給食費、校外活動費等の就学に必要な経費を交付した。	○	学校教育法の規定に基づき経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対する支援を引き続き行っていく	継続
	12			学校行事等保護者負担軽減補助金等	保護者の経済的負担の軽減を図るため、移動教室、修学旅行や部活動等の学校行事に要する経費や教材費の一部を補助します。	学校教育課		修学旅行や中学校の部活動の対外試合等への生徒派遣や参加費に対し、保護者の負担軽減を図る観点から支援を実施した。	○	今後も制度の周知徹底に努めていく。	継続